

建設発生土の受入地募集要項

1 募集の主旨

佐伯市が発注する公共事業で発生する建設発生土については、現場内利用や他の公共事業へ活用等を行いながら、資源の有効活用やコスト削減を図っています。

しかし、通常の公共事業で発生する建設発生土に加え、近年の台風災害等により大量の土砂が河川等にたい積し、現在その処理に苦慮しているところです。

このような中、今後も公共事業に伴い建設発生土が想定されることから、今回受入地の募集を行い、工事の円滑化を図りたいと考えています。

つきましては、窪地の埋立や低地の嵩上げ等の埋立（盛土）等をお考えの方で、所有地等を受入地として希望される方を募集します。

※建設発生土には、河川内掘削土砂も含まれる可能性があるため、岩塊、玉石、礫等の混入が予想されます。

2 募集要件

(1) 応募出来る方

今後、本人が所有する土地又は他の者から賃借している土地の埋立（盛土）等を予定している方。（ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です。）

(2) 土地の要件

- ① 受入地が佐伯市内であること。
- ② 埋立（盛土）等土量が、1,000立方メートルを超えること。
- ③ 大型ダンプトラック（10トン車）で建設発生土（岩塊、玉石、礫含む）の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込であること。

3 応募期間及び方法

(1) 応募期間 平成30年11月1日（木）～平成30年11月30日（金）まで

(2) 必要書類 次の書類を、郵送（当日消印有効）又は持込にて提出して下さい。

- ① 建設発生土「受入申込用紙」→別添の用紙
- ② 土地所有者の同意書（受入申込者本人の土地の場合は不要。）
- ③ 埋立等の許可証の写し（取得中であれば取得後提出。）
- ④ 位置図、平面図、字図
- ⑤ 誓約書

4 応募後

応募いただいた土地については、現地立会及びヒアリング等にて、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）等に適した土地と認められれば候補地となります。

その後、対象となる公共事業ごとに搬入場所を佐伯市にて選考し、建設発生土を搬入する土地については、覚書を締結します。

なお、申込みいただいても、現地状況等により覚書締結に至らない場合があります。

5 その他留意事項

- (1) 建設発生土の量には限りがあり、候補地までの運搬距離が近い場所を優先するため、申込みいただいた全ての場所に搬入できない場合があります。
また、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土の搬入要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申込時の搬入量を保証することはできません。
- (2) 建設発生土の受入時期及び土質的条件の明確な指定は出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 建設発生土の搬入に伴い、搬入路・待避路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、受入者において確実に行ってください。
- (4) 建設発生土の搬入に伴い、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は受入者にて必ずお願いします。
- (5) 建設発生土の搬入及び敷均しまでを佐伯市の負担で行います。転圧、擁壁設置等は受入者で行っていただきます。建設発生土の受入完了後の管理についても、受入者の責任において行ってください。
- (6) 搬入した建設発生土を営利目的に利用したり、他の場所へ搬出することはできません。
- (7) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土を利用する行為は固く禁止しています。

6 問い合わせ及び提出先

〒876-8585

大分県佐伯市中村南町1番1号

佐伯市役所 建設総務課 企画調整係

TEL:0972-22-3111

担当：清水（内線 493）

(参考 関係法令等)

- ① 傾斜地法
- ② 砂防法
- ③ 土砂災害防止法
- ④ 自然環境保全法
- ⑤ 自然公園法
- ⑥ 森林法
- ⑦ 宅地造成等規制法
- ⑧ 地すべり等防止法
- ⑨ 鳥獣保護法
- ⑩ 狩猟法
- ⑪ 農業振興地域の整備に関する法律
- ⑫ 農地法
- ⑬ 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
- ⑭ 佐伯市埋立て等規制条例
- ⑮ 土壌汚染対策法
- ⑯ 都市計画法
- ⑰ 都市公園法
- ⑱ 文化財保護法
- ⑲ 国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

その他、受入地において影響すると思われる関係法